

18 此水は最近の社民党の分裂に依つて生じた両面の實踐的斗争分子である。その抱持する主張は最も日本大衆党に近い。此水の動きは戦線統一の精神によるものである。

四、日本大衆党の活動方針

日本大衆党は合法的な大衆政黨である。それは日本の憲法的姿勢が、無産政黨の上に課した任務を、忠実に遂行せんとするものに外ならぬ。それはかかる斗争を通じて、また斗争の進展に随化して、その組織を拡大充実にして行く大衆的の共同戦線党である。

(1) 日本大衆党の政策

現下に於ける無産政黨の一般的任务がまた日本大衆党の政策を決定する。

一 政治的自由獲得のための斗争。日本大衆党は民衆の政治的自由を抑塞するあらゆる権威を専横するたりに戦ふ。徹底普選獲得のための斗争。無産階級の運動抑圧諸法令改定のたりの斗争がこれである。この斗争を通じて、大衆の既成政黨——殊に民政黨の掃くろ。自由主義——の坐席を専横しなすればはらぬ。

二 労働組合の組織。小作法の制定要求も争うて戦ふ。これこそ労働大衆の利害を擁護するべき希望であるからである。またこの斗争を通じて、産業合理化改定への衝刺を絶えず、労働大衆の斗争的精神を伸張せしめなければならぬ。

三 労働組合法の制定。労働時間労働制の確立。最低賃金法の制定。小作法の制定。

四 民衆的組織の発展。中々規制。根本的改正。地方規制の根本的改正。失業防止法に失業救済法。求職手当金増進法。求職手当金の値下。